

「日本救急看護学会雑誌」掲載論文の著作権譲渡契約書

一般社団法人日本救急看護学会（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、甲が発行する「日本救急看護学会雑誌」（以下「本雑誌」という。）に掲載される論文の著作権譲渡等について、以下のとおり契約を締結する。

第1条（著作者及び著作権者）

乙は、甲に対し、本雑誌への掲載を目的として投稿した別紙の1記載の論文（以下「本著作物」という。）の著作者が、同2記載のとおり（以下「本著作者」という。）であり、本著作者が著作権を有することを保証する。

- 2 本著作物が共同著作物である場合、乙は自己以外の本著作者全員から委任を受け、本著作者の代表者として本契約を締結する。

第2条（著作権の譲渡）

本著作者は、甲に対して、本著作物の著作権を譲渡する。この譲渡の目的には著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

- 2 本著作者は、甲が前項に定める権利の移転を登録することを承諾する。

第3条（内容の責任）

本著作者は、甲に対し、本著作物が、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと、未公表であること及び二重投稿ではないことを保証する。

第4条（氏名の表示方法）

本著作物を本雑誌に掲載するにあたり、甲は、本著作者の氏名を表示するものとする。具体的方法については、甲乙間で協議して定める。

第5条（内容の変更）

本著作物の内容に追加、削除、訂正等変更の必要が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、変更することができる。

第6条（本著作者又は第三者による利用）

本著作者は、本著作物を自ら利用しようとする場合、利用目的等所定事項を記載した書面により事前に申請し、甲の許諾を得るものとする。

- 2 甲は、前項の利用目的等が甲の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項の申請を許諾する。
- 3 本著作者が、第三者から本著作物の利用申請を受けたときは、甲に対して直接利用申請する手続きを紹介するものとする。
- 4 乙又は第三者が、甲の許諾を得て本著作物を利用する場合、本著作物の著作権が甲に帰属すること及び出典として本雑誌を明記しなければならない。

第7条（二重譲渡等の禁止）

本著作者は、甲以外の第三者に対し、本著作物の著作権その他一切の権利を譲渡してはならない。

2 本著作者は、第三者に対し、本著作物の利用許諾（出版権の設定を含む）をしてはならない。

第8条（紛争解決に関する協力）

本著作物に関して、第三者からの権利侵害又は第三者に対する権利侵害等、紛争が発生し又は発生するおそれがある場合は、本著作者及び甲は相互に協力してこれに対処する。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項に疑義を生じた事項については、甲及び本著作者は、誠意をもって協議のうえ解決する。

第10条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じたときの第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

本契約の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ本書2通を作成し、各1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　東京都中野区中野二丁目2番3号
一般社団法人　日本救急看護学会
代表理事

乙　　(自筆)

<添付書類>

委任状　（本著作者全員から乙への委任について、e-formより回答）